

大阪市規則第102号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第14条　〔略〕 2　1時間を単位とする介護休暇は、1日を <u>通じ</u> 4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 （介護時間）	第14条　〔同左〕 2　1時間を単位とする介護休暇は、1日を <u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した</u> 4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 （介護時間）
第15条　〔略〕 〔2　略〕 3　介護時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1日を <u>通じ</u> 当該各号に定める時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）第19条第1項に規定する <u>第1号部分休業</u> の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該 <u>第1号部分休業</u> の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（第2号に掲げる場合であって、当該時間が同号に定める時間を超えるときは、同号に定める時間））の	第15条　〔同左〕 〔2　同左〕 3　介護時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1日を <u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した</u> 当該各号に定める時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）第19条第1項に規定する <u>部分休業</u> の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該 <u>部分休業</u> の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（第2号に掲げる場合であって、当該時間が同号に定める時

範囲内とする。 [(1)・(2) 略]	間を超えるときは、同号に定める時間)) の範囲内とする。 [(1)・(2) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 9 月 30 日揭示済)